

2019年5月17日

## 労働安全衛生法に基づく届出不備について

当社および当社グループ会社の一部の会社が所有する非常用発電機、事務所暖房用燃料タンク、動力プレス機など厚生労働省令で定める機械等において、労働安全衛生法第88条の規定※に基づく設備を設置する等に係る工事計画の届出の不備が対象設備232件中186件あることが判明し、道内16箇所の各労働基準監督署に平成31年4月4日～26日にかけてそれぞれ報告しました。今後、各労働基準監督署の指導に基づき届出の対応を行う等必要な措置を実施してまいります。

今回の届出不備に至った原因は、当該法令に関する理解不足によるものです。今回の事象を真摯に受け止め、当社及び当社グループ会社において、法令教育および確認体制のさらなる充実を図り、再発防止策を着実に実施してまいります。

なお、非常用発電機および事務所暖房用燃料タンクについては、消防法に基づく設置時の許認可等の手続き等、設置後の必要な点検を実施しており、安全上の問題はありません。また、今回の届出不備に関して労働災害などの事象は発生しておりません。

※ 厚生労働大臣が定める指定数量を超える容量がある非常用発電機や暖房用の燃料タンクや動力プレス機など厚生労働省令で定める機械等においては、新規に設置するときや移転、主要構造の変更を行う場合に、労働災害防止の観点から、その工事計画を工事開始日の30日前までに関係する労働基準監督署長へ届け出なければならないことが規定されています。